

発議第5号

豊後大野市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び豊後大野市議会会議規則（平成17年豊後大野市議会会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月20日提出

豊後大野市議会議長 田嶋栄一様

提出者 豊後大野市議会

議会運営委員会委員長 穴見 眞児



提案理由

令和6年第1回定例会でなされた議員定数・報酬等調査特別委員会の報告に基づき、議員定数の削減を行うため、この案を提出するものである。

豊後大野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会議員定数条例（平成20年豊後大野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。